

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和7年4月16日(2025.4.16)

【国際公開番号】WO2024/047973

【出願番号】特願2024-543787(P2024-543787)

【国際特許分類】

H 0 1 G 2 / 0 6 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

H 0 1 G 4 / 3 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

【 F I 】

H 0 1 G 2 / 0 6 5 0 0

H 0 1 G 4 / 3 0 2 0 1 F

H 0 1 G 4 / 3 0 5 1 3

10

【手続補正書】

【提出日】令和7年2月5日(2025.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

積層セラミック電子部品が回路基板に実装された積層セラミック電子部品の実装構造であって、

前記積層セラミック電子部品は、

セラミック材料からなる複数の誘電体層と内部導体層とが積層された積層体であって、厚さ方向に相対する2つの主面と、前記厚さ方向に交差する幅方向に相対する2つの側面と、前記厚さ方向および前記幅方向に交差する長さ方向に相対する2つの端面とを有した前記積層体と、

30

前記積層体の前記2つの主面のみ、または、前記積層体の前記2つの主面のうちの一方の主面のみ、前記長さ方向に離間して配置された第1の外部電極および第2の外部電極と、を備え、

前記回路基板は、前記長さ方向に離間して配置されており、前記積層セラミック電子部品の前記第1の外部電極および前記第2の外部電極にそれぞれ接続された第1のランド電極および第2のランド電極を備え、

前記第1の外部電極における前記長さ方向の前記第2の外部電極側の内側端は、前記第1のランド電極における前記長さ方向の前記第2のランド電極側の内側端よりも、前記第2の外部電極側および前記第2のランド電極側に位置しており、

40

前記第2の外部電極における前記長さ方向の前記第1の外部電極側の内側端は、前記第2のランド電極における前記長さ方向の前記第1のランド電極側の内側端よりも、前記第1の外部電極側および前記第1のランド電極側に位置している、積層セラミック電子部品の実装構造。

【請求項2】

前記第1の外部電極における前記長さ方向の前記内側端の反対側の外側端は、前記第1のランド電極における前記長さ方向の前記内側端の反対側の外側端よりも、前記第2の外部電極側および前記第2のランド電極側に位置しており、

前記第2の外部電極における前記長さ方向の前記内側端の反対側の外側端は、前記第2のランド電極における前記長さ方向の前記内側端の反対側の外側端よりも、前記第1の外

50

部電極側および前記第1のランド電極側に位置している、  
請求項1に記載の積層セラミック電子部品の実装構造。

【請求項3】

前記第1の外部電極の前記内側端と前記第2の外部電極の前記内側端との間隔は、前記第1のランド電極の前記内側端と前記第2のランド電極の前記内側端との間隔よりも短い、請求項1または2に記載の積層セラミック電子部品の実装構造。

【請求項4】

前記第1の外部電極および前記第2の外部電極の各々の前記長さ方向の寸法は、前記第1のランド電極および前記第2のランド電極の各々の前記長さ方向の寸法の74%以上である、請求項1または2に記載の積層セラミック電子部品の実装構造。

10

【請求項5】

前記第1の外部電極および前記第2の外部電極の各々の前記幅方向の寸法は、0.12mm以上0.21mm以下である、請求項1または2に記載の積層セラミック電子部品の実装構造。

20

30

40

50